

地方公営企業法第33条の2の規定に基づき、次の者を京都市交通局公金収納受託者として、公金の徴収事務を委託します。

令和8年3月31日

京都市公営企業管理者
交通局長 北村 信幸

- 1 京都市交通局公金収納受託者の名称及び所在地
 - (1) 一般社団法人 京都市交通局協力会
京都府京都市右京区太秦下刑部町12番地
 - (2) ALSOK株式会社 京都支社
京都府京都市下京区五条通堀川西入ル柿本町579番地
- 2 京都市交通局公金収納受託者に委託する徴収事務の種類
京都市交通局高速鉄道事業の旅客運賃等の徴収事務
- 3 京都市交通局公金収納受託者として指定した日または指定する日
 - (1) 一般社団法人 京都市交通局協力会 令和8年4月1日
 - (2) ALSOK株式会社 京都支社 令和7年4月1日
- 4 京都市交通局公金収納受託者へ徴収事務を委託した日または委託する日
 - (1) 一般社団法人 京都市交通局協力会 令和8年4月1日
 - (2) ALSOK株式会社 京都支社 令和7年4月1日

(交通局高速鉄道部運輸課)